



排水ルールの決め方

排水ルールの制定は、マンションで被災生活を送る中で、漏水等の2次的な被害を避けるために行います。ここでは、2つの排水ルールを案内します。どの時点でマンション内での排水制限を行うかを検討・選択し、排水ルールを決定しましょう。

排水ルール 方法 1

震度6弱以上の地震が発生した時点で、マンション内の排水制限を開始。
(マンション内の配管を確認することが難しいため、損傷の有無に関わらず、漏水被害発生自体の防止を目的とした排水制限開始となる。)

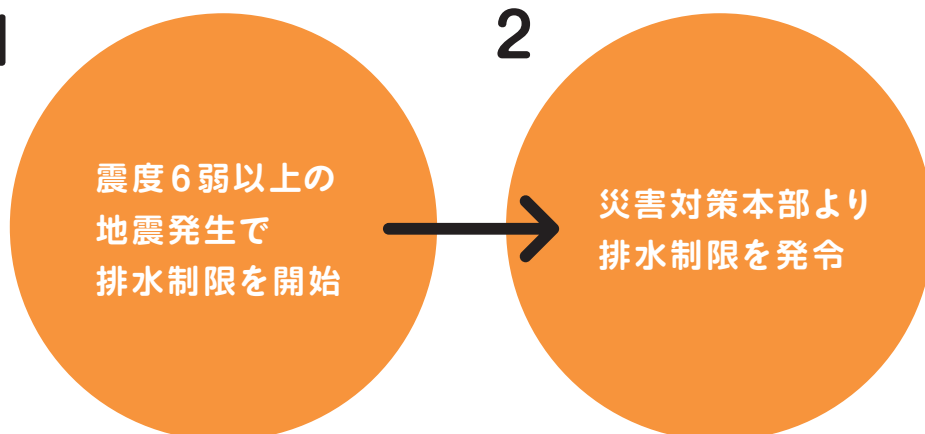
排水ルール 方法 2

地震発生後に漏水被害を発見した場合や、居住者からの申告によって漏水が判明した場合に排水制限を開始。
(実際に漏水被害が判明してからの排水制限開始となるため、被害の拡大防止を目的とした排水制限になる。)



マンション内排水制限の開始

〔対応方法〕 1



マンション内排水制限の解除

ライフラインが復旧し、給排水に問題がないと判断できた場合に、排水制限の解除を災害対策本部から発令します。

〔確認方法〕 管理会社等と協議し、場合によっては建設業者や修繕業者等に排水管の確認などを行う。

排水ルール方法 1

チェック項目

チェック

排水制限の発令

震度6弱の地震発生の場合、災害対策本部から排水制限を発令。情報班に指示し、マンション内の掲示板などで排水禁止を告知。

チェック

排水管損傷状態の確認

管理会社又は専門業者へ、マンション内の配管確認を依頼。

チェック

制限解除目途の通知

配管の確認日や復旧目途が判明した段階で、情報班が居住者へ告知。



排水制限

排水 STOP

地震の影響により、排水管が損傷している恐れがあるため、各住戸では排水しないようにお願いします。

※配管が損傷している状態で排水すると下階の住戸に漏水する恐れがあります。

配管の状況が確認できましたら、みなさまへ通知いたします。ご協力をお願いいたします。

復旧予定： 月 日 時頃



マンション内排水制限の開始

【対応方法】 1

災害対策本部で実施した『建物被害確認チェック』で漏水が確認できた場合。もしくは、居住者から漏水被害の申告があった場合。

2

災害対策本部より排水制限を発令。排水制限カードを居住者の見えるところに貼り、排水禁止を告知する。

マンション内排水制限の解除

ライフラインが復旧し、給排水に問題がないと判断できた場合に、排水制限の解除を災害対策本部から発令します。

【確認方法】 管理会社等と協議し、場合によっては建設業者や修繕業者等に排水管の確認などを行う。

排水ルール方法 2 チェック項目

チェック

建物被害
確認チェック

建物班「建物被害確認チェック」により、漏水の有無を確認。

チェック

居住者からの
申告の有無

居住者へ、各住戸内の漏水有無の確認を依頼。

チェック

本部長へ
漏水被害報告

建物被害確認チェック又は、居住者から漏水の被害報告があった場合は、災害対策本部の本部長に報告。

チェック

排水制限の発令

災害対策本部で排水制限を発令。情報班がマンション内の掲示板などで排水禁止を告知。

チェック

配管損傷状態の
確認

管理会社又は専門業者へ、マンション内の配管確認を依頼。

チェック

復旧目途の通知

配管の確認日や復旧目途が判明した段階で、情報班を通じて居住者へ通知。



排水制限

排水 STOP

地震の影響により、排水管の損傷が確認されました。

配管が損傷している状態で排水すると下階の住戸に漏水する恐れがあるため、排水をしないようお願いいたします。

配管の状態が確認できましたら、みなさまへ通知いたします。ご協力お願いいたします。

復旧予定： 月 日 時頃